

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原 告 崔鳳泰ほか10名

被 告 国

準 備 書 面 (16)

平成23年11月29日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

森 寿 明



佐 藤 昌 永



小 野 啓 一



古 平 充



長 野 将 光



山 崎 智 章



小 川 寛 人



真 鍋 尚 志



岡 部 大 介



日 下 正 寿



被告は、本準備書面において、訴状第2の5「日韓会談及び日韓基本条約の締結の経緯」に対する認否とともに、本件開示請求から追加開示決定に至るまでの事実関係について説明する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 訴状第2の5「日韓会談及び日韓基本条約の締結の経緯」(7ページないし13ページ)にする認否について

1 「(1) 初めに：日帝による朝鮮植民地統治の終焉」(訴状7ページ)について

1945年8月15日に、1910年から続いた日本による朝鮮植民地統治が終焉したこと、日韓会談が日本と韓国との間で国交正常化を目的に1951年から1965年まで14年間に七次にわたって行われた会談であること、その結果、1965年6月22日に「日韓基本条約」と四つの協定「請求権及び經濟協力協定」、「漁業協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する協定」、「文化財及び文化協力に関する協定」が調印されるとともに、各種の「取り決め関係文書」が作成されたことは認め、その余は認否の限りでない。

2 「(2) 会談開始前の日韓関係(1945-51年)：在朝日本人財産の没収」(訴状8ページ)について

1945年9月20日に韓国に米軍政府が設置されたこと、米軍令33号により「『朝鮮内ニアル日本人財産權取得ニ關スル件』によって、日本人の公共財産のみならず私有財産は朝鮮軍政府（米軍政府）が取得し全部所有する」とされていること、1951年9月8日に日本政府が「日本国との平和条約（サンフランシスコ講和条約）」に調印したこと、サンフランシスコ条約第2章4条（b）に「日本国は（中略）合衆国軍事当局により、またはその指令に従つてなされた日本国及びその国民の財産処理の効力を承認する」とあることは認め、その余は認否の限りでない。

3 「(3) 第一次会談（51—52年）：対韓請求権をめぐって」（訴状8ページ）について

1951年10月20日に日韓会談の予備会談が開始され、国籍処遇委員会及び船舶委員会が設置されたこと、1952年2月15日に第一次日韓会談が東京で開始され、追加的に財産請求権委員会、漁業委員会、及び基本関係委員会が設置されたこと、同年4月24日に同会談が終了したことは認め、その余は認否の限りでない。

4 「(4) 第二次会談（53年）：米・韓・日三国の思惑」（訴状9ページ）について

1953年4月15日に第二次日韓会談が開始され、基本関係委員会、財産請求権委員会、「在日韓人」の国籍処遇委員会、漁業委員会及び船舶委員会が設置されたこと、同年7月23日に同会談が終了したことは認め、その余は認否の限りでない。

5 「(5) 第三次会談（53年）：久保田発言の波紋」（訴状9ページ）について

1953年10月6日に第三次日韓会談が開始され、基本関係委員会、財産請求権委員会、「在日韓人」の国籍処遇委員会、漁業委員会及び船舶委員会が設置されたこと、同会談の日本側首席参与が久保田貫一郎であったこと、財産請求権委員会第2回会議における同参与の発言に対し韓国側が反発したこと、同年10月21日に第三次日韓会談が終了したことは認め、その余は認否の限りでない。

6 「(6) 中断期間（53—58年）：久保田発言の撤回と初めての合意」（訴状10ページ）について

訴状で言及されている1957年12月31日に発表された「日韓全面会談再開に関する共同発表」は、「昭和三十二年二月三十一日に日本国藤山外務大臣と在本邦大韓民国大表部代表金裕沢大使との間で行われた会談において、日

本国政府が、第二次世界大戦の終了前から日本国に引き続き居住している韓人で日本国の入国者収容所に収容されているものを釈放すること及び大韓民国政府が、韓国の外国人収容所に収容されている日本人漁夫を送還し、かつ、第二次世界大戦後の韓人不法入国者の送還を受け入れることが合意された。」、「同時に、日本国政府は、大韓民国政府に対し、日本国政府が、昭和二十八年十月十五日に久保田貫一郎日本側首席代表が行った発言を撤回し、かつ、昭和三十二年十二月三十一日付の合衆国政府の見解の表明を基礎として、昭和二十七年三月六日に日本国と大韓民国との間の会談において日本側代表が行った在韓財産に対する請求権主張を撤回することを通告した。」というものである。その余の部分については認否の限りでない。

7 「(7) 第四次会談（58—60年）：中斷－北朝鮮帰還問題」（訴状10ページ）について

1958年4月15日に第四次日韓会談が開始され、基本関係委員会、請求権委員会、「在日韓人」の国籍処遇委員会、漁業及び「平和ライン」委員会が設置されたこと、請求権委員会の下に請求権小委員会、船舶小委員会及び文化財小委員会が設置されたこと、1960年4月19日に韓国においていわゆる4・19革命が起こったこと、同月25日に第四次日韓会談が終了したことは認め、その余は認否の限りでない。

8 「(8) 第五次会談（60—61年）：変化の始まり」（訴状10ページ）について

1960年10月25日に第五次日韓会談のための予備会談が開始され、基本関係委員会、請求権委員会、「在日韓人」の国籍処遇委員会、漁業及び「平和ライン」委員会が設置されたこと、請求権委員会の下に請求権小委員会、船舶小委員会及び文化財小委員会が設置されたこと、1961年5月6日に自民党代表団が訪韓したこと、同月5月16日に韓国において朴正熙らによって政権が倒され、第五次日韓会談のための予備会談は終了したことは認め、その余

は認否の限りでない。

9 「(9) 第六次会談前半（61－62年）：金・大平メモの取り交わし」（訴状11ページ）について

1961年10月20日に第六次日韓会談が開始され、委員会の構成が第五次日韓会談のための予備会談と同じものとされたこと、同年11月12日に開かれた大平正芳外相と金鍾泌中央情報部長との間の会談でいわゆる「金・大平メモ」が作成されたことは認め、その余は認否の限りでない。

10 「(10) 第六次会談後半（63－64年）：反対運動の高揚」（訴状12ページ）について

1964年4月6日に第六次日韓会談が終了したことは認め、その余は認否の限りでない。

11 「(11) 第七次会談（64－65年）：基本条約などの調印」（訴状13ページ）について

1964年12月3日に第七次日韓会談が開始されたこと、1965年2月20日に日韓基本条約が仮調印されたこと、同年4月3日に関連三協定が仮調印されたこと、同年6月22日に日韓基本条約及び関連三協定が調印されたことは認め、その余は認否の限りでない。

12 「(12) まとめ：禍根を残す」（訴状13ページ）について

認否の限りでない。

第2 開示請求から追加開示に至るまでの本件訴訟が提起されるまでの経緯

1 開示請求

原告らは、平成18年4月25日付で、外務大臣に対し、法に基づき、訴状添付の別紙「請求文書目録」記載の文書について本件開示請求をした（甲第1号証、平成21年3月4日付け被告準備書面（1）（以下「被告準備書面（1）」という。）第1の1（3ページ））。

2 対象文書の特定

外務大臣は、本件開示請求に対し、対象文書を特定したところ、本件対象文書の分量は、行政文書ファイルにして約183冊になると見込まれ（被告準備書面（1）第1の2（3ページ）），最終的には文書数にして1916通、総開示実施頁数は5万2696ページに及ぶことが判明した。なお、開示請求1件当たりの対象文書数1916という分量が並外れて膨大な文書量であることは、外務大臣が平成18年1月1日から平成22年12月31日までの5年間に開示決定等をした開示請求案件（不存在又は存否応答拒否に係わる決定を除く。）の開示請求1件当たりの対象文書数が約12であることからも裏づけられる（平成23年9月6日付け被告準備書面（14）（以下「被告準備書面（14）」という。）第1（8ページ））。

3 開示請求に係る決定期限の延長通知

外務大臣は、平成18年5月25日、本件開示請求について、法11条に基づき開示決定等の期限の特例を適用することとし、同日付で、原告らに対し、その旨及び「同条項を適用する理由」として「開示対象となる行政文書が著しく大量であり、かつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多く、また、他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため」と記載し、「新たな開示決定等の期限」として「平成18年6月24日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成20年5月26日までに開示決定等をする予定である。」とそれぞれ記載した書面をもって通知した（乙A第10号証、被告準備書面（1）第1の3（3ページ））。

4 本件訴訟に係る不開示決定より前の経緯

- (1) 外務大臣は、平成18年8月17日、法11条に基づき、本件開示請求に係る行政文書の一部（13文書）につき、法5条3号を不開示理由とする部

分開示決定を行い、原告らに通知した（被告準備書面（1）第1の4(1)（4ページ））。

(2) 原告らは、平成18年10月2日付で、行審法6条に基づき、上記(1)記載の部分開示決定に対し、異議申立てをした（被告準備書面（1）第1の4(2), 4ページ）。

(3) 外務大臣は、上記(2)記載の異議申立てを受理し、平成19年3月28日、その部分開示決定を取り消し、改めて上記13文書につき全部開示するとの決定を行い、また、同年4月27日、本件開示請求に係る行政文書の一部（25文書）につき各開示決定等を行い、原告らに対し、その旨通知した（被告準備書面（1）第1の4(3)（4ページ））。

(4) 外務大臣は、同年11月16日、本件開示請求に係る行政文書の一部（141文書）につき各開示決定等（うち26文書については全部又は一部不開示）を行い、原告らに対し、その旨通知した（被告準備書面（1）第1の4(4)（4ページ））。

(5) 原告らは、上記(4)で全部又は一部不開示となった26文書のうち、13文書（全部不開示文書1及び一部不開示文書12）について、平成20年4月23日付で、東京地方裁判所に不開示決定処分取消訴訟を提起した（東京地裁平成20年（行ウ）第231号、被告準備書面（1）第1の4(5)（4ページ））。

(6) 東京地方裁判所は、平成21年12月16日、上記(5)の訴訟につき、請求棄却の判決を言い渡し、原告は、同年12月25日付で、同判決に対して控訴を提起した（東京高裁平成22年（行コ）第20号）。

(7) 東京高等裁判所は、平成22年6月23日、上記(6)の訴訟につき、控訴棄却の判決を言い渡し、原告は、同年7月7日付で上告及び上告受理を申し立て、同月8月2日、被告に同申立てが送達された（東京高裁平成22年（行サ）第115号、同年（行ノ）第101号）。

(8) 原告は、同年10月6日付けで上記(7)の上告を取り下げた。また、上告受理申立ては、被告に同年10月25日訴訟到着通知が送達されたが（最高裁平成22年（行ヒ）第419号）、最高裁判所は、平成23年5月9日、上告受理申立てを不受理とし、上記(7)の判決が確定した。

5 本件不開示決定処分及び異議申立て、本件訴訟の提起

(1) 外務大臣は、平成20年4月18日、本件開示請求に係る行政文書の一部（130文書）につき各開示決定等を行い、うち5文書（訴状添付の一部不開示文書目録1記載の各文書）について、それぞれ法5条3号又は同条6号に規定する不開示情報が記録されているとして、その一部を不開示とする決定をし、原告らに対し、その旨通知した（甲第2ないし第4号証、被告準備書面（1）第1の5(1)（4ページ））。

(2) 外務大臣は、同年5月2日、本件開示請求に係る行政文書の一部（584文書）につき各開示決定等を行い、うち76文書（訴状訂正申立書添付の一部不開示文書目録2記載の各文書）について、それぞれ法5条3号、同条4号又は同条6号に規定する不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を不開示とする決定をし、原告らに対し、その旨通知した（甲第5ないし第24号証、被告準備書面（1）第1の5(2)（4ページ））。

(3) 外務大臣は、同年5月9日、本件開示請求に係る残りすべての行政文書（1023文書）につき各開示決定等を行い、うち288文書（訴状訂正申立書添付の一部不開示文書目録3記載の各文書）について、それぞれ法5条3号、同条4号又は同条6号に規定する不開示情報が記録されているとして、その全部又は一部を不開示とする決定をし、原告らに対し、その旨通知した（甲第25ないし第97号証、被告準備書面（1）第1の5(3)（5ページ））。

(4) 外務大臣は、①同年5月26日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第01104号、乙A第1号証の2）により文書525（乙A第274号証）につき、②同日付け「行政文書の開示請求

に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第00860号，乙A第2号証の2）により文書687（乙A第249号証）につき，③同日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第01081号，乙A第3号証の2）により文書693（乙A第250号証）につき，④同日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第01144号，乙A第4号証の2）により文書1518（乙A第298号証）につき，⑤同日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第01148号，乙A第5号証の2）により文書1594（乙A第311号証）につき，それぞれ追加開示決定を行い，原告らに対し，その旨通知した。

(5) 原告らは，上記(1)ないし(3)記載の各不開示決定（合計520の文書，なお，本件訴訟の対象外の不開示決定も含むので，上記(1)ないし(3)に記載の不開示文書の合計数369とは一致していない。）について，同年6月10日付けで異議申立てを行った。なお，外務省は，異議申立書に行審法上の不備が認められたため，累次の補正命令を行ったが，原告らからは，補正命令に対する回答は必要ない旨記載した『回答及び申入書』と題する書面の提出された（被告準備書面（1）第1の5(4)（5ページ））。

(6) 原告らは，上記(1)ないし(3)記載の不開示決定（合計1737の文書のうち，法5条3号，4号又は6号に規定する不開示情報が記録されているとして全部又は一部を不開示と決定した上記合計369の文書に関するもの）について，同年10月14日，本件訴訟を提起した（被告準備書面（1）第1の5(5)（5ページ））。

6 本件訴訟後から追加開示決定に至る経緯

外務大臣は，上記5(4)の追加開示に加え，以下のとおり，本件訴訟提起後に更に本件不開示文書の一部につき追加開示決定を行った（被告準備書面（14）第1（8ページ））。

(1) 平成22年6月23日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第00988号，乙A第269号証）について

外務大臣は、上記により、文書479（乙A第270号証），文書481（乙A第271号証），文書525（乙A第274号証），文書687（乙A第272号証），文書693（乙A第273号証），文書1518（乙A第298号証），文書1594（乙A第311号証）の不開示部分の一部を開示するとの追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨通知した。

これらの追加開示結果は、被告準備書面（7）及び被告準備書面（8）に記載したとおりである（被告準備書面（7）1(6)（11ページ），（7）（12ページ），（35）（32ページ），（37）（34ページ），被告準備書面（8）1（7ページ），2（28）（33ページ），（44）（45ページ））。

(2) 平成22年8月23日付け「行政文書の開示請求に係る決定の変更について（通知）」（情報公開第01355号，乙A第326号証）について

外務大臣は、上記により、文書1595（乙A第327号証），文書1597（乙A第328号証），文書1599（乙A第329号証），文書1633（乙A第330号証）の不開示部分の一部を開示するとの追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨通知した。

これら追加開示の結果は、被告準備書面（8）に記載したとおりである（被告準備書面（8）2（45）（46ページ），（46）（47ページ），（48）（49ページ），（60）（63ページ））。

(3) 平成23年8月29日付け「行政文書の開示請求に係る決定について（通知）」（情報公開第01607号，乙A第414号証）について

外務大臣は、上記により、本件不開示文書（369文書）のうち63文書の不開示部分につき全部又は一部を開示するとの追加開示決定を行い、原告らに対し、その旨通知した。

この追加開示決定の結果、上記63文書のうち21文書が全部開示となり、

42文書が部分開示となつたが、うち20文書の残された不開示部分は、法5条1号又は2号のみに該当する情報を不開示としたものであるため、本件訴訟の対象外である。

(4) この追加開示決定の内容については被告準備書面(14)に記載したとおりであり、その結果は先に提出した「処分目録」のとおりである。この「処分目録」においては、当該不開示理由による不開示部分の一部または全てが開示された場合は行全体に網掛けをした。「不開示文書の題名」欄に記載された書証番号については、上記(3)の追加開示決定があった文書は「乙B第○号証」のように、その余の文書は「乙A第○号証」のように分類・表記した。また、「変更決定」欄には、当初の不開示決定等の後に当該文書について上記(1), (2)及び(3)の追加開示決定がされた事実を明記し、「不開示部分」欄には、最終的に当該不開示理由により不開示となつた部分のみを記載した。なお、「備考欄」には、当該文書に対応する被告準備書面(14)添付の「別表」の番号を記載した上で、当該文書について他の不開示理由を主張している場合には他の不開示理由に係る「通し番号」を記載し、法5条1号又は2号に該当する不開示部分がある場合には、同部分を特定した。

以上